

## 倒産・解散・廃止・休止などにより適用事業所に該当しなくなったとき

事業所が倒産・解散・廃止・休止などにより適用事業所に該当しなくなった場合は、脱退の手続きなどが必要となりますので、下記の書類の提出をお願いします。

なお、状況に応じて提出書類などが変わる場合がありますので、事前に健康保険組合までご連絡ください。

### — 提出書類 —

提出書類名	部数	補足事項
事業所廃止届	2部	
健康保険法第25条第1項の規程による 事業主同意書	2部	
健康保険法第25条第1項の規程による 被保険者の同意書	2部	
同意書	1部	
脱退申立書	2部	様式は任意ですが、 脱退日と脱退理由をご記入ください
<p>下記書類のうちどれか1つを添付してください</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 解散登録の記載がある法人登記簿謄本のコピー</li> <li>② 雇用保険適用事業所廃止届（事業主控）のコピー</li> <li>③ 合併・解散・休業など異動事項の記載がある法人税・消費税異動届のコピー または 給与支払事務所などの廃止届のコピー</li> <li>④ 休業などの確認ができる情報誌や新聞などのコピー</li> <li>⑤ 事業廃止などを議決した取締役会議事録のコピー</li> <li>⑥ その他適用事業所に該当しなくなったことを確認できる書類</li> </ul>	2部	提出していただく書類が①②以外である場合には、3ヶ月を超えない期間内で、当該事業所の廃業や休業の事実を確認するため、電話や文書による照会や商工会・業界団体などへの照会対応などをさせていただきます